



石川労働局発表
令和3年12月24日（金）

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 米澤 昭雄

課長補佐 芳網 哲雄

地方障害者雇用担当官 八藤 裕

電話 076 (265) 4428

— 雇用障害者数が過去最高を更新 11年連続で増加 —

令和3年 石川県内の障害者雇用状況報告の集計結果

<集計結果の主なポイント>

《民間企業》 <法定雇用率 2.3%>

※（ ）は前年との比較又は前年の値

- ・雇用障害者数 4,584.0人、前年比 4.2%増（185.5人増）
特に、精神障害者の伸び率（前年比 12.3%増）が大きい
- ・実雇用率 2.45%、前年比 0.10ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合 53.4%、前年比 3.0ポイント減少
法定雇用率未達成企業数 534社、前年比 11.3%増（54社増）

《地方公共団体》 <法定雇用率 2.6%、石川県教育委員会、一部の市町教育委員会は 2.5%>

- ・石川県・市町等の機関：雇用障害者数 482.5人（451.5人）、実雇用率 2.66%（2.52%）
- ・石川県等の教育委員会：雇用障害者数 201.5人（157.0人）、実雇用率 2.57%（1.99%）

《地方独立行政法人等》 <法定雇用率 2.6%>

- ・雇用障害者数 6.5人（6.0人）、実雇用率 2.26%（2.12%）

石川労働局（局長 吉田 研一）は、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和3年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

<今後の取組>

石川労働局・ハローワークでは、令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになったことを踏まえ、

- ① 専門支援機関等と連携した企業向けチーム支援の積極的実施
- ② 障害者就職面接会（ミニ面接会を含む）を開催する等就職機会の提供
- ③ 障害者雇用に向けた採用支援セミナー&見学会等の開催
- ④ 障害者雇用が0人の企業（特に100人未満規模企業）を中心に、雇用事例の提供や職域開発を提案
- ⑤ 労働局・ハローワークが企業を訪問し、直接障害者雇用を要請

などに取り組むことにより、障害者の雇用促進を図ってまいります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

（1）調査対象企業…総括表1（P4）、詳細表の【第1表】（P10）

- ・2.3%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数43.5人以上規模の企業）が対象となり、1,147社で、前年より46社（4.2%）増加した。

（2）雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1（P4）、P5の1,2及び詳細表の【第1表】・【第2表】（P10）、【第9表】（P15）

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は4,584.0人で、前年より4.2%（185.5人）増加と、11年連続で増加し、過去最高を更新した。特に、精神障害者が前年比12.3%増と、増加幅が大きい。
- ・実雇用率は2.45%（前年は2.35%）と、10年連続で上昇し過去最高となり、全国平均（2.20%）を上回った。

（3）法定雇用率未達成企業の状況…総括表1（P4）、P5の2及び詳細表の【第9表】（P15）、【第10表】（P16）

- ・法定雇用率達成企業の割合は53.4%（前年は56.4%）で、3.0ポイント減少したものの、全国平均（47.0%）を上回った。また、未達成企業は534社と、前年比11.3%（54社）と増加した。
- ・法定雇用率未達成企業（534社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は68.7%（367社）となっている。
- ・障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業に占める割合は58.1%（310社）となっている。

（4）企業規模別の状況…P6の3及び詳細表の【第3表】・【第4表】（P11）

- ・雇用されている障害者の数は、100～300人未満規模で最も多く1,244.0人で前年より172.5人、12.2%減少した。
- ・企業規模別の実雇用率では、300～500人未満規模（3.08%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合では、100～300人未満規模（57.4%）が最も高くなっている。
また、実雇用率が最も低いのが100～300人未満規模（2.11%）、法定雇用率達成企業の割合が最も低いのは300～500人未満規模（40.3%）となっている。

（5）産業別の状況…P7の4及び詳細表の【第5表】～【第8表】（P12～14）

- ・雇用されている障害者の数は、医療福祉業で最も多く、1,316.5人で前年より186.5人、16.5%増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「医療・福祉」（4.72%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合でも、「医療・福祉」（63.8%）が最も高くなっている。
また、実雇用率が最も低いのが「建設業」（1.33%）、法定雇用率達成企業の割合が最も低いのは「金融・不動産業」（38.7%）となっている。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関（法定雇用率 2.6%）…〔総括表 2 (1) (P4)、詳細表の【第 11 表】・【第 12 表】(P17)〕

石川県及び市町等の機関に在職している障害者の数は 482.5 人で、前年より 6.9% (31.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.66%と、前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。

35 機関中 28 機関で達成。

(2) 石川県等の教育委員会（法定雇用率 2.5%）…〔総括表 2 (2) (P4)、詳細表の【第 13 表】・【第 14 表】(P18)〕

石川県等の教育委員会に在職している障害者の数は 201.5 人で前年より 28.3% (44.5 人) 増加しており、実雇用率は 2.57%と、前年に比べ 0.58 ポイント上昇した。

3 機関中 2 機関で達成。

3. 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）に雇用されている障害者の数は 6.5 人で、前年より 8.3% (0.5 人) 増加しており、実雇用率は 2.26%と、前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。

3 機関中 3 機関で達成。

〔総括表 3(P4)、詳細表の【第 15 表】・【第 16 表】(P19)〕

※石川県の機関、市町等の機関、石川県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。

※地方独立行政法人等は、法第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。

総括表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況 (R3は法定雇用率2.3% R2は2.2%) ()内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合	⑥不足数
計	187,457.5人 (186,790.5人)	4,584.0人 (4,398.5人)	2.45% (2.35%)	613 / 1,147 (621 / 1,101)	53.4% (56.4%)	786.5人 (672.人)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関 (R3は法定雇用率2.6% R2は2.5%) ()内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	18,121.0人 (17,938.5人)	482.5人 (451.5人)	2.66% (2.52%)	28 / 35 (29 / 35)	80.0% (82.9%)	9.5人 (13.0人)
石川県 知事部局	5,223.0人 (5,206.0人)	145.0人 (138.0人)	2.78% (2.65%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0人 (0.0人)
その他の 石川県機関	443.0人 (432.5人)	13.0人 (16.0人)	2.93% (3.70%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0人 (0.0人)
市町の 機関(*1)	12,455.0人 (12,300.0人)	324.5人 (297.5人)	2.61% (2.42%)	26 / 33 (27 / 33)	78.8% (81.8%)	9.5人 (13.0人)

(*1)市町の機関は下記(2)の市町教育委員会以外の市町教育委員会を含む。

(2) 石川県等の教育委員会 (R3は法定雇用率2.5% R2は2.4%) ()内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	7,852.0人 (7,871.0人)	201.5人 (157.0人)	2.57% (1.99%)	2 / 3 (2 / 3)	66.7% (66.7%)	0.5人 (32.0人)
石川県 教育委員会	6,998.0人 (7,005.0人)	181.0人 (136.0人)	2.59% (1.94%)	1 / 1 (0 / 1)	100.0% (00.0%)	0.0人 (32.0人)
市町 教育委員会 (*2)	854.0人 (866.0人)	20.5人 (21.0人)	2.40% (2.42%)	1 / 2 (2 / 2)	50.0% (100.0%)	0.5人 (0.0人)

(*2)市町教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

3 地方独立行政法人等における雇用状況 (R3は法定雇用率2.6% R2は2.5%) ()内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
地方独立行政 法人等(*3)	288.0人 (282.5人)	6.5人 (6.0人)	2.26% (2.12%)	3 / 3 (2 / 3)	100.0% (66.7%)	0.0人 (1.0人)

(*3)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者および重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

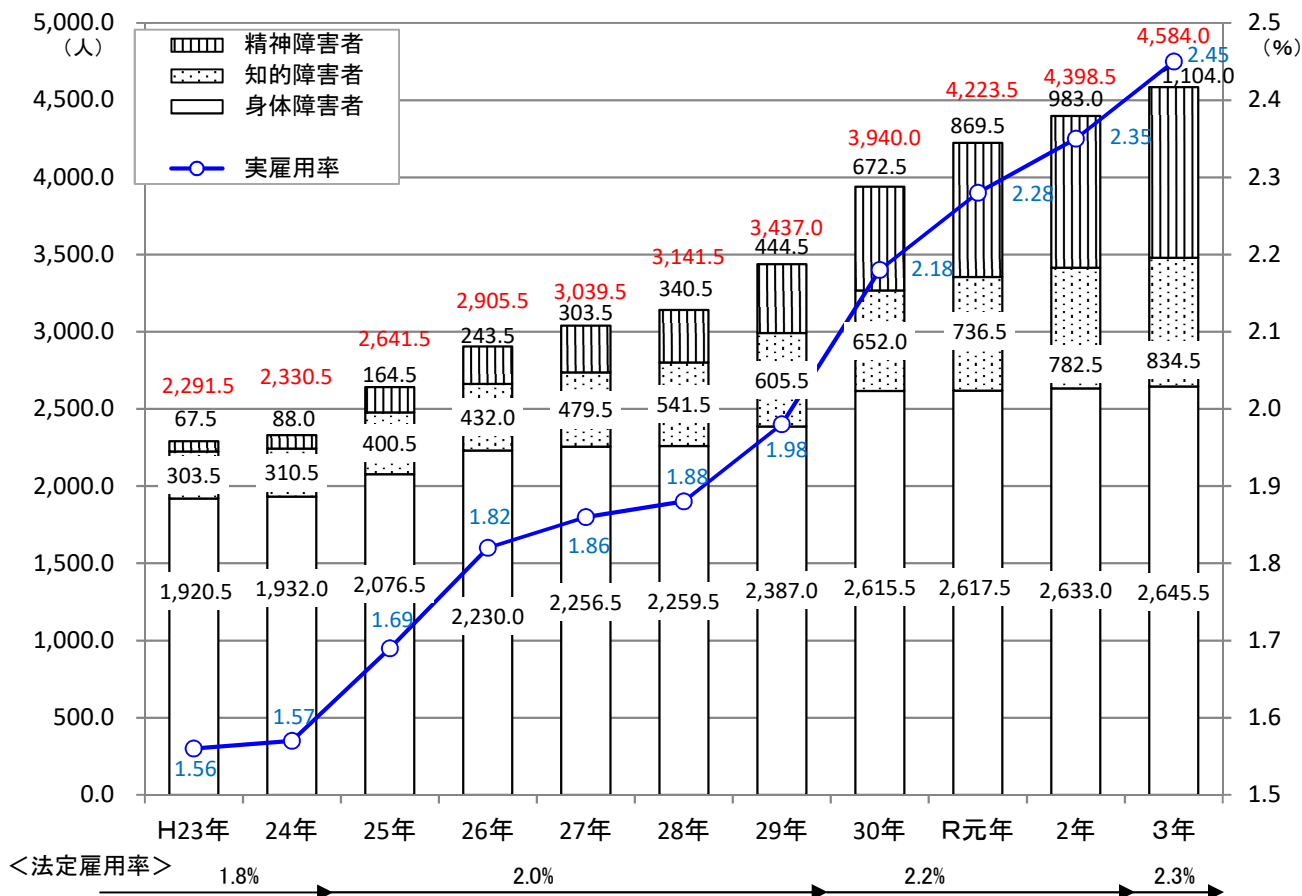
注 障害者法定雇用率について

石川県の機関・市町等の機関・地方独立行政法人等は令和3年3月1日より障害者雇用率2.6%

石川県等の教育委員会は令和3年3月1日より障害者雇用率2.5%

民間企業における障害者雇用状況

1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(石川県内)

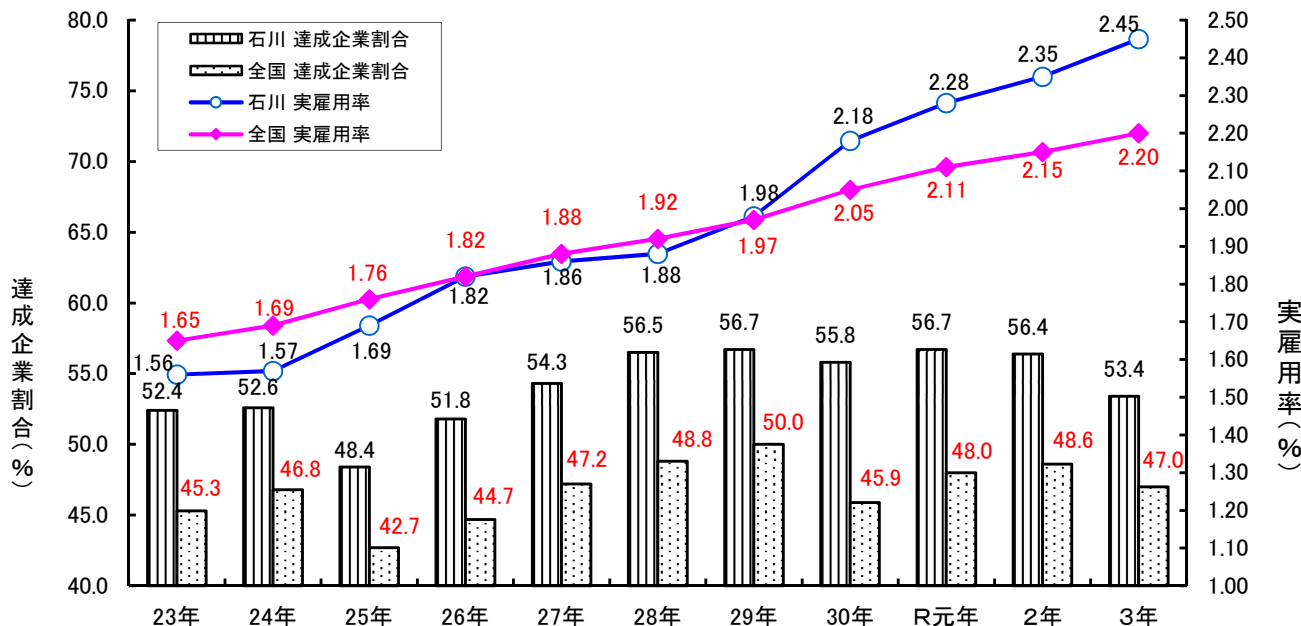


注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年~平成29年は50人以上規模、平成30年~令和2年は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

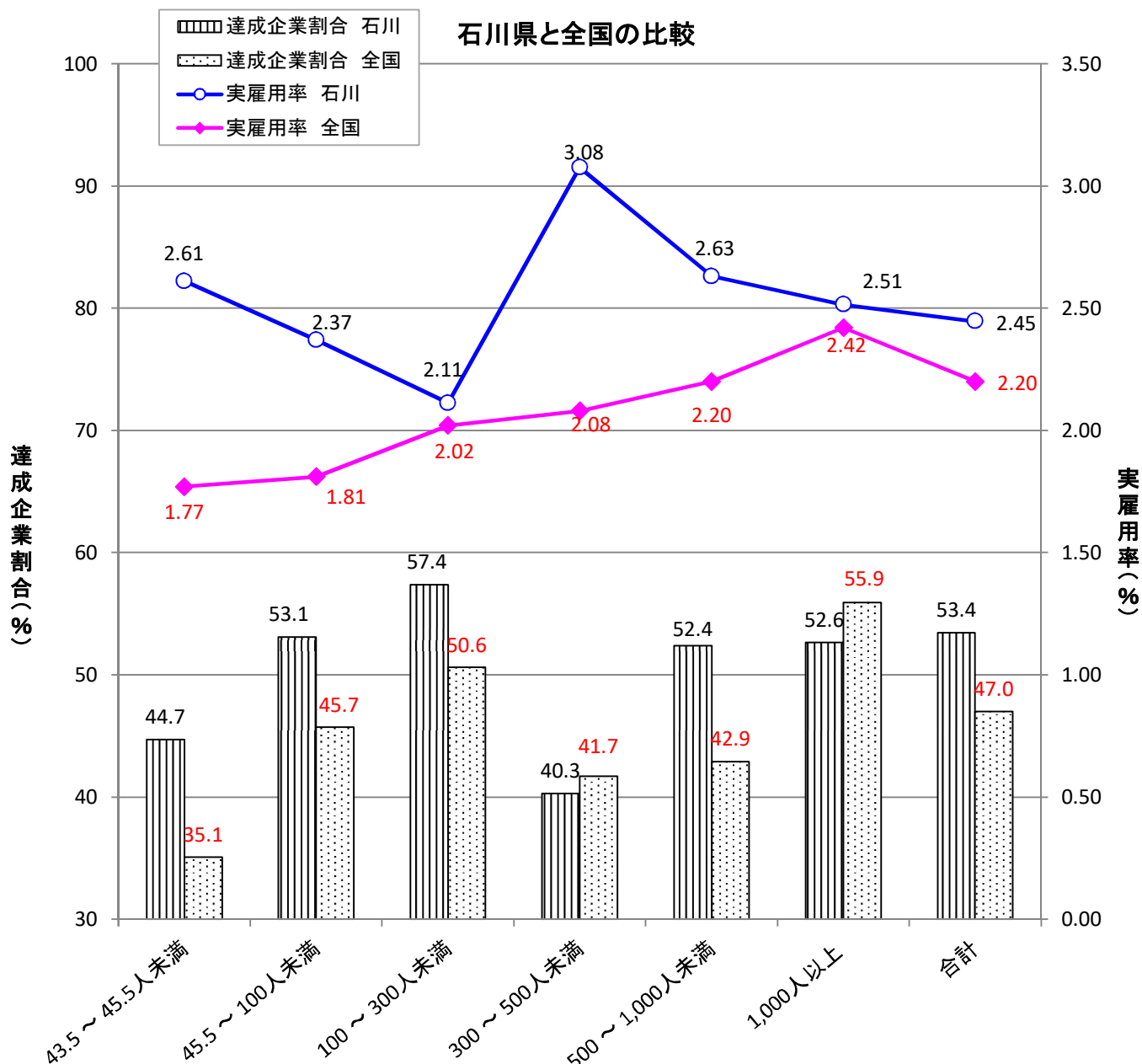
- ①平成18年以降: 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- ②平成23年以降: ①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
- ③平成30年以降: 精神障害者である短時間労働者のうち、次のいずれかに該当する者の数(1カウント)
 - (1) 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - (2) 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

2. 実雇用率・達成企業割合の推移



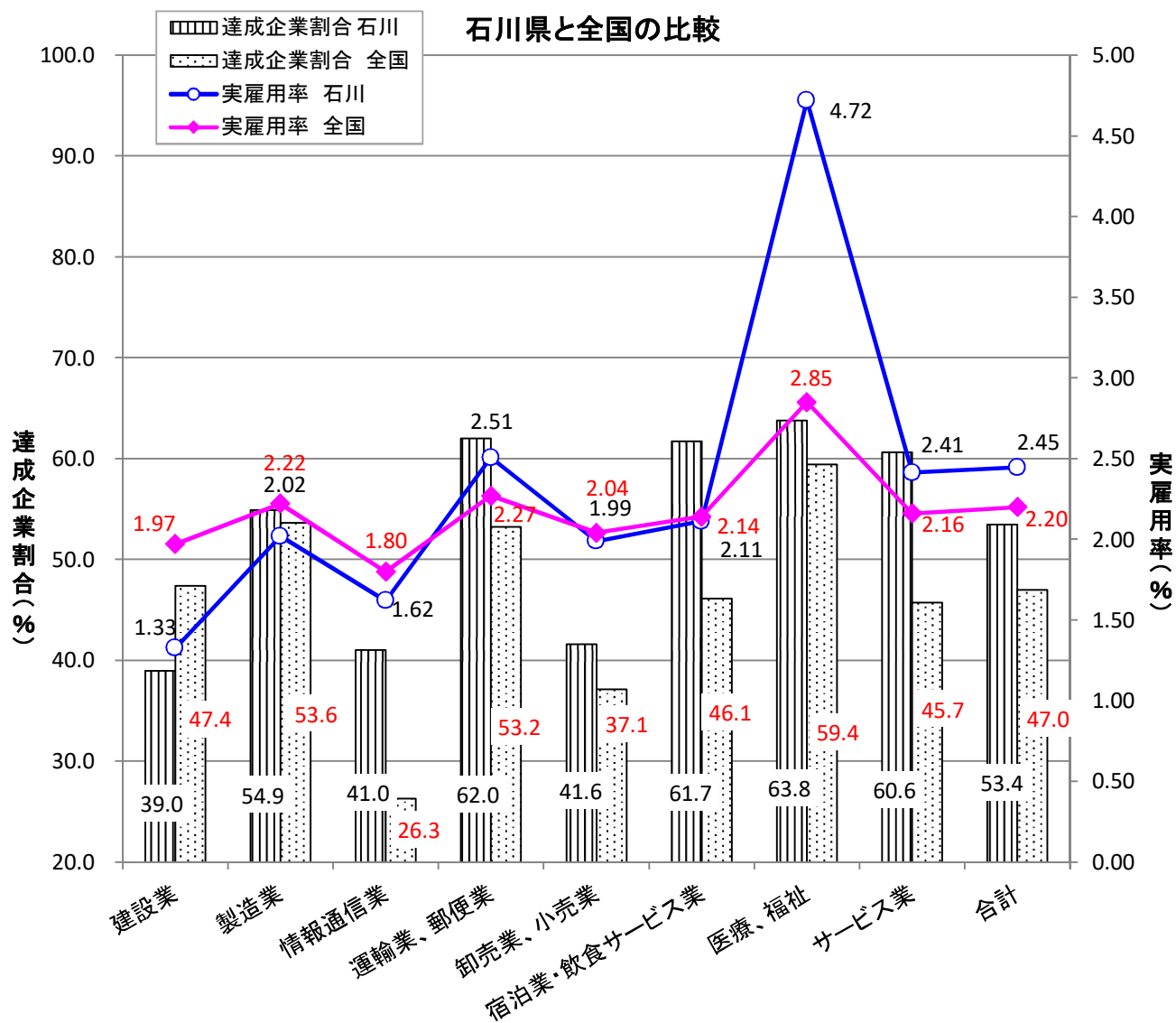
3. 企業規模別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
43.5 ～45.5人未満	38	17	21	44.7	-	1,683.5	44.0	-	2.61	-
45.5 ～100人未満	601	319	282	53.1	△ 2.6	39,452.0	934.0	1.4	2.37	0.01
100 ～300人未満	380	218	162	57.4	△ 1.4	58,902.5	1,244.0	△ 12.2	2.11	△ 0.28
300 ～500人未満	67	27	40	40.3	△ 5.2	23,863.5	734.0	40.2	3.08	0.87
500 ～1,000人未満	42	22	20	52.4	△ 9.0	26,182.5	688.5	11.3	2.63	0.36
1,000人以上	19	10	9	52.6	△ 5.3	37,373.5	939.5	2.3	2.51	0.07
合 計	1,147	613	534	53.4	△ 3.0	187,457.5	4,584.0	4.2	2.45	0.10



4. 産業別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
建設業	59	23	36	39.0	△ 4.1	7,205.0	95.5	2.7	1.33	△ 0.05
製造業	339	186	153	54.9	△ 3.1	62,764.5	1,266.5	△ 0.7	2.02	0.00
情報通信業	39	16	23	41.0	△ 11.8	5,278.5	85.5	△ 15.8	1.62	△ 0.17
運輸業、郵便業	71	44	27	62.0	0.8	9,578.0	240.0	1.7	2.51	△ 0.05
卸売業、小売業	178	74	104	41.6	△ 4.6	33,090.0	658.0	0.2	1.99	0.03
宿泊業・飲食サービス業	47	29	18	61.7	△ 6.5	7,129.0	150.5	△ 8.5	2.11	0.01
医療、福祉	196	125	71	63.8	△ 3.2	27,895.0	1,316.5	16.5	4.72	0.48
サービス業	99	60	39	60.6	6.9	15,170.5	366.0	5.3	2.41	0.07
上記以外	119	56	63	47.1	△ 5.6	19,347.0	405.5	2.8	2.10	0.04
合計	1,147	613	534	53.4	△ 3.0	187,457.5	4,584.0	4.2	2.45	0.10



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

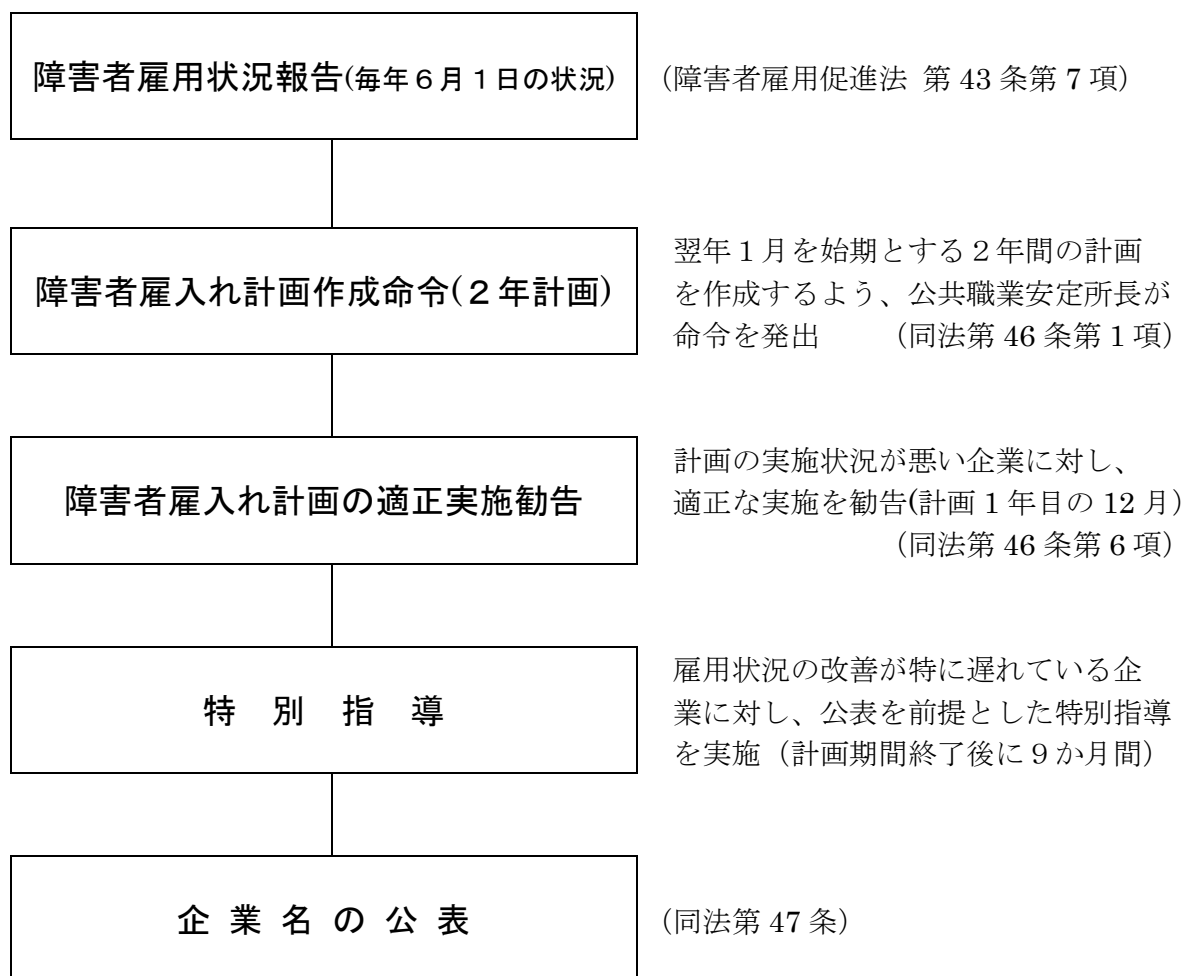
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和2年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 1社
 - * 「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 1社 (2年度)
- 企業名の公表 0社

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(% (F÷②)× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+{(D-E)×0.5)+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
R2	1,101	186,790.5	814	183	1,734	1,308	399	4,398.5	2.35	56.4	2.15	48.6
R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4	2.20	47.0

② 障害種別雇用状況【第2表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+{(d-e)×0.5)+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R2	4,398.5	728	917	149	222	2,633.0	86	398	34	357	782.5	419	729	399	983.0
R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0

【第1表】の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 E欄の「精神障害者短時間特例」とは、次のいずれかに該当する者である。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること。

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

【第2表】の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数(人)					F. 合計 (A×2)+B+C+{(D-E)×0.5}+E	④ 実雇用率(% (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	全国	
				A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例				実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
規模計	R2	1,101	186,790.5	814	183	1,734	1,308	399	4,398.5	2.35	56.4	2.15	48.6
	R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4	2.20	47.0
43.5～45.5人未満	R3	38	1,683.5	10	4	18	4	0	44.0	2.61	44.7	1.77	35.1
45.5～100人未満	R2	591	39,110.0	166	55	319	326	105	921.5	2.36	55.7	1.74	45.9
	R3	601	39,452.0	145	74	337	343	123	934.0	2.37	53.1	1.81	45.7
100～300人未満	R2	381	59,189.5	247	69	565	473	104	1,416.5	2.39	58.8	1.99	52.4
	R3	380	58,902.5	249	51	573	202	42	1,244.0	2.11	57.4	2.02	50.6
300～500人未満	R2	66	23,634.5	95	19	225	144	35	523.5	2.21	45.5	2.02	44.1
	R3	67	23,863.5	96	52	217	374	172	734.0	3.08	40.3	2.08	41.7
500～1000人未満	R2	44	27,230.0	138	11	296	57	14	618.5	2.27	61.4	2.15	46.7
	R3	42	26,182.5	127	22	290	196	49	688.5	2.63	52.4	2.20	42.9
1,000人以上	R2	19	37,626.5	168	29	329	308	141	918.5	2.44	57.9	2.36	60.0
	R3	19	37,373.5	179	30	325	321	132	939.5	2.51	52.6	2.42	55.9

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第4表】

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
			短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
規模計	R2	4,398.5	728	917	149	222	2,633.0	86	398	34	357	782.5	419	729	399	983.0
	R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0
43.5～45.5人未満	R3	44.0	9	11	2	2	32.0	1	4	2	2	9.0	3	0	0	3.0
45.5～100人未満	R2	921.5	148	188	34	55	545.5	18	66	21	90	168.0	65	181	105	208.0
	R3	934.0	128	204	54	55	541.5	17	71	20	85	167.5	62	203	123	225.0
100～300人未満	R2	1,416.5	220	340	61	84	883.0	27	111	8	101	223.5	114	288	104	310.0
	R3	1,244.0	219	325	45	52	834.0	30	112	6	57	206.5	136	93	42	203.5
300～500人未満	R2	523.5	91	99	17	19	307.5	4	54	2	69	98.5	72	56	35	117.5
	R3	734.0	92	89	47	45	342.5	4	55	5	93	114.5	73	236	172	277.0
500～1000人未満	R2	618.5	115	123	10	19	372.5	23	99	1	14	153.0	74	24	14	93.0
	R3	688.5	104	120	19	25	359.5	23	95	3	94	191.0	75	77	49	138.0
1,000人以上	R2	918.5	154	167	27	45	524.5	14	68	2	83	139.5	94	180	141	254.5
	R3	939.5	165	158	28	40	536.0	14	69	2	94	146.0	98	187	132	257.5

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況【第5表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					F. 合計 (A×2)+B+C+[(D-E)×0.5]+E	④ 実雇用率(% (F÷②)×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)
				A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			
産業計	R2	1,101	186,790.5	814	183	1,734	1,308	399	4,398.5	2.35	56.4
	R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4
建設業 06～08	R2	51	6,720.0	20	1	47	6	4	93.0	1.38	43.1
	R3	59	7,205.0	21	2	48	4	3	95.5	1.33	39.0
製造業 09～32	R2	331	63,148.5	307	15	627	31	7	1,275.0	2.02	58.0
	R3	339	62,764.5	301	20	627	30	5	1,266.5	2.02	54.9
情報通信業 37～41	R2	36	5,657.0	30	1	38	3	2	101.5	1.79	52.8
	R3	39	5,278.5	26	2	28	4	3	85.5	1.62	41.0
運輸業・郵便業 42～49	R2	67	9,210.5	48	6	113	32	10	236.0	2.56	61.2
	R3	71	9,578.0	52	9	109	32	4	240.0	2.51	62.0
卸売・小売業 50～61	R2	182	33,552.5	94	30	225	300	127	656.5	1.96	46.2
	R3	178	33,090.0	84	28	231	335	127	658.0	1.99	41.6
金融・不動産業 62～70	R2	28	6,614.0	28	4	54	14	5	123.5	1.87	50.0
	R3	31	6,658.5	33	3	54	14	4	132.0	1.98	38.7
学術研究・専門・ 技術サービス業 71～74	R2	16	1,561.5	6	0	20	1	1	33.0	2.11	43.8
	R3	17	1,651.5	8	0	18	1	1	35.0	2.12	47.1
宿泊業・飲料 サービス業 75～77	R2	44	7,835.0	25	12	69	50	17	164.5	2.10	68.2
	R3	47	7,129.0	22	17	67	36	9	150.5	2.11	61.7
生活関連サービス・ 娯楽業 78～80	R2	27	2,883.5	10	5	31	9	0	60.5	2.10	59.3
	R3	28	2,835.0	7	4	32	14	4	59.0	2.08	53.6
教育・学習支援業 81・82	R2	16	3,948.0	16	4	27	11	6	71.5	1.81	50.0
	R3	18	4,077.5	17	5	30	11	4	76.5	1.88	38.9
医療福祉 83～85	R2	185	26,667.5	142	75	270	786	216	1,130.0	4.24	67.0
	R3	196	27,895.0	144	114	296	891	346	1,316.5	4.72	63.8
複合サービス業 86・87	R2	17	3,743.0	21	5	43	8	0	94.0	2.51	47.1
	R3	20	3,854.5	22	5	39	8	0	92.0	2.39	50.0
サービス業 88～96	R2	95	14,879.5	65	25	162	57	4	347.5	2.34	53.7
	R3	99	15,170.5	67	24	174	60	8	366.0	2.41	60.6
その他 01～05 33～36	R2	6	370.0	2	0	8	0	0	12.0	3.24	83.3
	R3	5	270.0	2	0	7	0	0	11.0	4.07	80.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外						
産業計	R2	4,398.5	728	917	149	222	2,633.0	86	398	34	357	782.5	419	729	399	983.0
	R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0
建設業 06~08	R2	93.0	18	32	1	1	69.5	2	3	0	0	7.0	12	5	4	16.5
	R3	95.5	19	32	2	0	72.0	2	4	0	0	8.0	12	4	3	15.5
製造業 09~32	R2	1,275.0	285	297	14	12	887.0	22	176	1	9	225.5	154	10	7	162.5
	R3	1,266.5	275	291	18	13	865.5	26	189	2	7	246.5	147	10	5	154.5
情報通信業 37~41	R2	101.5	30	24	1	0	85.0	0	1	0	1	1.5	13	2	2	15.0
	R3	85.5	26	13	2	0	67.0	0	1	0	1	1.5	14	3	3	17.0
運輸業・郵便業 42~49	R2	236.0	39	66	5	8	153.0	9	25	1	7	47.5	22	17	10	35.5
	R3	240.0	43	66	8	9	164.5	9	22	1	11	46.5	21	12	4	29.0
卸売・小売業 50~61	R2	656.5	87	122	27	44	345.0	7	36	3	94	100.0	67	162	127	211.5
	R3	658.0	79	122	24	45	326.5	5	34	4	105	100.5	75	185	127	231.0
金融・不動産業 62~70	R2	123.5	27	45	4	8	107.0	1	3	0	0	5.0	6	6	5	11.5
	R3	132.0	32	44	3	8	115.0	1	3	0	0	5.0	7	6	4	12.0
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	R2	33.0	6	16	0	0	28.0	0	0	0	0	0.0	4	1	1	5.0
	R3	35.0	8	15	0	0	31.0	0	0	0	0	0.0	3	1	1	4.0
宿泊業・飲料 サービス業 75~77	R2	164.5	19	37	10	9	89.5	6	15	2	21	39.5	17	20	17	35.5
	R3	150.5	14	36	14	10	83.0	8	16	3	12	41.0	15	14	9	26.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	R2	60.5	9	19	3	3	41.5	1	8	2	0	12.0	4	6	0	7.0
	R3	59.0	7	22	4	6	43.0	0	7	0	2	8.0	3	6	4	8.0
教育・学習支援業 81~82	R2	71.5	16	24	3	5	61.5	0	1	1	0	2.0	2	6	6	8.0
	R3	76.5	17	25	4	4	65.0	0	2	1	2	4.0	3	5	4	7.5
医療福祉 83~85	R2	1,130.0	122	119	56	97	467.5	20	85	19	208	248.0	66	481	216	414.5
	R3	1,316.5	122	122	93	86	502.0	22	83	21	271	283.5	91	534	346	531.0
複合サービス業 86~87	R2	94.0	12	24	4	3	53.5	9	7	1	5	28.5	12	0	0	12.0
	R3	92.0	13	21	4	3	52.5	9	7	1	4	28.0	11	1	0	11.5
サービス業 88~96	R2	347.5	56	86	21	32	235.0	9	36	4	12	64.0	40	13	4	48.5
	R3	366.0	60	92	19	35	248.5	7	37	5	10	61.0	45	15	8	56.5
その他 01~05 33~36	R2	12.0	2	6	0	0	10.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0	0.0
	R3	11.0	2	6	0	0	10.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数(人)						④ 実雇用率(%) (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)
				A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例	F. 合計 (A×2)+B+[C+(D-E×0.5)]+E		
製造業計	R2	331	63,148.5	307	15	627	31	7	1,275.0	2.02	58.0
	R3	339	62,764.5	301	20	627	30	5	1,266.5	2.02	54.9
食料品・たばこ 09・10	R2	51	6,845.0	31	8	85	15	4	164.5	2.40	72.5
	R3	51	6,693.0	28	8	86	13	1	157.0	2.35	66.7
繊維 11	R2	44	4,965.0	19	2	47	7	1	91.0	1.83	56.8
	R3	43	4,765.0	18	2	44	8	0	86.0	1.80	51.2
金属製品 24	R2	37	3,929.0	14	0	39	2	0	68.0	1.73	64.9
	R3	43	4,269.5	13	4	32	1	1	63.0	1.48	53.5
電気機械器具 29	R2	30	14,723.5	101	3	124	1	0	329.5	2.24	56.7
	R3	29	14,443.5	106	4	130	1	0	346.5	2.40	75.9

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
			短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	e. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
製造業計	R2	1,275.0	285	297	14	12	887.0	22	176	1	9	225.5	154	10	7	162.5
	R3	1,266.5	275	291	18	13	865.5	26	189	2	7	246.5	147	10	5	154.5
食料品・たばこ 09・10	R2	164.5	20	31	7	5	80.5	11	42	1	4	67.0	12	6	4	17.0
	R3	157.0	16	26	7	5	67.5	12	47	1	3	73.5	13	5	1	16.0
繊維 11	R2	91.0	19	21	2	3	62.5	0	18	0	3	19.5	8	1	1	9.0
	R3	86.0	18	21	2	4	61.0	0	17	0	3	18.5	6	1	0	6.5
金属製品 24	R2	68.0	13	23	0	0	49.0	1	8	0	1	10.5	8	1	0	8.5
	R3	63.0	12	20	3	0	47.0	1	7	1	0	10.0	5	1	1	6.0
電気機械器具 29	R2	329.5	98	49	3	0	248.0	3	35	0	1	41.5	40	0	0	40.0
	R3	346.5	101	53	4	0	259.0	5	34	0	1	44.5	43	0	0	43.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4)民間企業における雇用状況の推移【第9表】

(各年6月1日現在)

年	障害者数 (人)	対前年増減 (人)	実雇用率 (%)	対前年増減 (P)	対象 企業数 (社)	達成 企業数 (社)	未達成 企業数 (社)	法定雇用率		法定 雇用率
								達成企業数の割合 (%)	対前年増減 (P)	
昭和 52年	1,018	—	1.35	—	398	244	154	61.3	—	1.5
53	1,042	24	1.42	0.07	381	222	159	58.3	△ 3.0	◇雇用率の改定経過 S51年10月1日 1.5% S63年4月1日 1.6% H10年7月1日 1.8% H25年4月1日 2.0% H30年4月1日 2.2% R3年3月1日 2.3%
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	388	226	162	58.2	0.0	
55	1,136	83	1.44	0.04	420	249	171	59.3	1.0	
56	1,235	99	1.54	0.10	418	260	158	62.2	2.9	
57	1,294	59	1.59	0.06	416	270	146	64.9	2.7	
58	1,299	5	1.59	0.00	417	272	145	65.2	0.3	
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	426	267	159	62.7	△ 2.6	
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	452	282	170	62.4	△ 0.3	
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	450	262	188	58.2	△ 4.2	
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.10	471	276	195	58.6	0.4	
63	1,471	271	1.52	0.21	537	311	226	57.9	△ 0.7	
平成 元年	1,560	89	1.54	0.01	562	319	243	56.8	△ 1.2	
2	1,677	117	1.57	0.03	586	344	242	58.7	1.9	
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	582	330	252	56.7	△ 2.0	
4	1,890	172	1.60	0.04	651	387	264	59.4	2.7	
5	1,970	80	1.67	0.06	651	393	258	60.4	0.9	
6	1,983	13	1.67	0.01	653	379	274	58.0	△ 2.3	
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	638	366	272	57.4	△ 0.7	
8	2,002	36	1.68	0.01	659	375	284	56.9	△ 0.5	
9	2,019	17	1.70	0.02	661	382	279	57.8	0.9	
10	2,024	5	1.70	0.00	648	375	273	57.9	0.1	
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	710	365	345	51.4	△ 6.5	
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	692	382	310	55.2	3.8	
13	2,022	54	1.67	0.00	709	381	328	53.7	△ 1.5	
14	1,985	△ 37	1.67	0.00	693	373	320	53.8	0.1	
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	698	359	339	51.4	△ 2.4	
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	719	380	339	52.9	1.4	
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	723	382	341	52.8	0.0	
18	2,128.5	25.5	1.53	△ 0.08	776	371	405	47.8	△ 5.0	
19	2,149.5	21.0	1.57	0.04	768	370	398	48.2	0.4	
20	2,281.5	132.0	1.62	0.05	789	408	381	51.7	3.5	
21	2,258.0	△ 23.5	1.60	△ 0.02	783	397	386	50.7	△ 1.0	
22	2,230.5	△ 27.5	1.62	0.02	772	416	356	53.9	3.2	
23	2,291.5	61.0	1.56	△ 0.06	796	417	379	52.4	△ 1.5	
24	2,330.5	39.0	1.57	0.01	812	427	385	52.6	0.2	
25	2,641.5	311.0	1.69	0.12	912	441	471	48.4	△ 4.2	
26	2,905.5	264.0	1.82	0.13	927	480	447	51.8	3.4	
27	3,039.5	134.0	1.86	0.04	932	506	426	54.3	2.5	
28	3,141.5	102.0	1.88	0.02	951	537	414	56.5	2.2	
29	3,437.0	295.5	1.98	0.10	992	562	430	56.7	0.2	
30	3,940.0	503.0	2.18	0.20	1091	609	482	55.8	△ 0.9	
令和 元年	4,223.5	283.5	2.28	0.10	1113	631	482	56.7	0.9	
2年	4,398.5	175.0	2.35	0.07	1101	621	480	56.4	△ 0.3	
3年	4,584.0	185.5	2.45	0.10	1147	613	534	53.4	△ 3.0	

◇雇用率の改定経過

- S51年10月1日 1.5%
- S63年4月1日 1.6%
- H10年7月1日 1.8%
- H25年4月1日 2.0%
- H30年4月1日 2.2%
- R3年3月1日 2.3%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成30年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
※精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者は1人分とカウントしている。

- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健
福祉手帳を取得した者であること

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数【第10表】

区分		①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が 0人である企業数
			0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	R2	480	347 (72.3)	85 (17.7)	28 (5.8)	12 (2.5)	8 (1.7)	0 (0.0)	277 (57.7)
	R3	534	367 (68.7)	103 (19.3)	33 (6.2)	23 (4.3)	8 (1.5)	0 (0.0)	310 (58.1)
43.5～45.5人未満	R3	21	21 (100.0)	- -	- -	- -	- -	- -	20 (95.2)
45.5～100人未満	R2	262	250 (95.4)	12 (4.6)	- -	- -	- -	- -	238 (90.8)
	R3	282	264 (93.6)	18 (6.4)	- -	- -	- -	- -	253 (89.7)
100～300人未満	R2	157	83 (52.9)	58 (36.9)	13 (8.3)	3 (1.9)	- -	- -	39 (24.8)
	R3	162	70 (43.2)	67 (41.4)	20 (12.3)	5 (3.1)	- -	- -	37 (22.8)
300～500人未満	R2	36	9 (25.0)	10 (27.8)	12 (33.3)	3 (8.3)	2 (5.6)	- -	-
	R3	40	7 (17.5)	10 (25.0)	9 (22.5)	12 (30.0)	2 (5.0)	- -	-
500～1000未満	R2	17	3 (17.6)	4 (23.5)	1 (5.9)	5 (29.4)	4 (23.5)	- -	-
	R3	20	4 (20.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	- -	-
1000人以上	R2	8	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	- -	-
	R3	9	1 (11.1)	4 (44.4)	- -	3 (33.3)	1 (11.1)	- -	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関(法定雇用率2.6%の機関)

① 概況【第11表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②)×100	⑤ 法定雇用率達成機関の割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 精神障害者短時間特例			F. 合計 (A×2+B+C+{(D-E)×0.5})+E	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関の割合(%)
R2	35	17,938.5	123	4	198	6	1	451.5	2.52	82.9	2.48	71.8
R3	35	18,121.0	127	3	220	9	2	482.5	2.66	80.0	2.57	72.3

② 障害種別在職状況【第12表】

区分	① 障害者の数	② 身体障害者					③ 知的障害者					④ 精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間以外	d.短時間	e.短時間特例	f. 計 b+{(d-e)×0.5}+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R2	451.5	123	121	4	4	373.0	0	5	0	0	5.0	72	2	1	73.5
R3	482.5	127	111	3	5	370.5	0	10	0	0	10.0	99	4	2	102.0

【第11表】の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【第12表】の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

(2)石川県等の教育委員会(法定雇用率2.5%の機関)

① 概況【第13表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時 間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2+B+C+[(D-E)×0.5])+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関の 割合(%)
R2	3	7,871.0	38	1	77	4	2	157.0	1.99	66.7	2.05	38.6
R3	3	7,852.0	38	2	121	4	1	201.5	2.57	66.7	2.21	50.5

② 障害種別在職状況【第14表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					e.短時間 特例
R2	157.0	38	48	1	2	126.0	0	1	0	0	1.0	28	2	2	30.0
R3	201.5	38	56	2	3	135.5	0	4	0	0	4.0	61	1	1	62.0

【【第13表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 - ③D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【【第14表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%の機関)

① 概況【第15表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時 間労働者	E.(※) 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2+B+C+[(D-E)×0.5])+ E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関の 割合(%)
R2	3	282.5	0	0	5	2	0	6.0	2.12	66.7	2.44	73.0
R3	3	288.0	0	1	4	2	1	6.5	2.26	100.0	2.47	72.8

② 障害種別雇用状況【第16表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R2	6.0	0	4	0	2	5.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0
R3	6.5	0	2	1	1	3.5	0	1	0	0	1.0	1	1	1	2.0

【【第15表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

【【第16表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 石川県・市町等の機関における状況（法定雇用率2.6%の機関）【第17表】

令和3年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)	備考
1	石川県	5,223.0	145.0	2.78	0.0	注4
2	石川県警察本部	443.0	13.0	2.93	0.0	
3	金沢市	2,333.5	69.0	2.96	0.0	注4
4	七尾市	810.5	18.5	2.28	2.5	注5
5	小松市	894.5	23.0	2.57	0.0	
6	輪島市	517.5	18.0	3.48	0.0	
7	珠洲市	420.5	9.0	2.14	1.0	注4
8	加賀市	603.0	16.5	2.74	0.0	
9	羽咋市	198.5	6.0	3.02	0.0	
10	白山市	1,037.5	26.5	2.55	0.0	注4
11	かほく市	377.5	11.0	2.91	0.0	
12	能美市	557.0	14.5	2.60	0.0	
13	野々市市	326.0	8.0	2.45	0.0	
14	川北町	71.0	1.0	1.41	0.0	
15	津幡町	481.0	13.0	2.70	0.0	
16	内灘町	207.0	5.0	2.42	0.0	
17	志賀町	381.0	9.0	2.36	0.0	注4
18	宝達志水町	190.5	4.0	2.10	0.0	
19	中能登町	180.0	5.0	2.78	0.0	
20	穴水町	254.0	4.0	1.57	2.0	注5
21	能登町	346.0	9.0	2.60	0.0	
22	七尾市教育委員会	132.5	5.0	3.77	0.0	
23	輪島市教育委員会	96.5	3.5	3.63	0.0	
24	加賀市教育委員会	145.0	3.0	2.07	0.0	
25	羽咋市教育委員会	75.5	1.0	1.32	0.0	
26	かほく市教育委員会	133.0	3.0	2.26	0.0	
27	能美市教育委員会	206.0	5.0	2.43	0.0	
28	野々市市教育委員会	104.0	3.0	2.88	0.0	
29	内灘町教育委員会	87.0	1.0	1.15	1.0	注5
30	宝達志水町教育委員会	45.5	1.0	2.20	0.0	
31	能登町教育委員会	94.0	1.0	1.06	1.0	注5
32	白山石川医療企業団	399.0	9.0	2.26	1.0	注5
33	羽咋郡市広域圏事務組合	203.5	5.0	2.46	0.0	
34	金沢市企業局	226.5	7.0	3.09	0.0	
35	加賀市医療センター	320.5	7.0	2.18	1.0	注5
	合 計	18,121.0	482.5	2.66	9.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 七尾市においては、9月1日現在において障害者の数21.5人、実雇用率2.65%、不足数0人となっている。
穴水町においては、12月1日現在において障害者の数6.0人、実雇用率2.38%、不足数0人となっている。
内灘町教育委員会においては、10月1日現在において障害者の数2.0人、実雇用率2.26%、不足数0人となっている。
能登町教育委員会においては、9月1日現在において障害者の数2.0人、実雇用率2.12%、不足数0人となっている。
白山石川医療企業団においては、10月1日現在において障害者の数10.0人、実雇用率2.51%、不足数0人となっている。
加賀市医療センターにおいては、7月1日現在において障害者の数8.0人、実雇用率2.50%、不足数0人となっている。

(2) 石川県等の教育委員会における状況（法定雇用率2.5%の機関）

令和3年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)	備考
1	石川県教育委員会	6,998.0	181.0	2.59	0.0	
2	金沢市教育委員会	604.0	15.0	2.48	0.0	
3	小松市教育委員会	250.0	5.5	2.20	0.5	注4
	合 計	7,852.0	201.5	2.57	0.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 小松市教育委員会においては、6月25日現在において障害者の数6.5人、実雇用率2.57%、不足数0人となっている。

5 地方独立行政法人等における状況（法定雇用率2.6%の機関）

令和3年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)	備考
1	石川県公立大学法人	143.5	3.5	2.44	0.0	
2	公立大学法人 金沢美術工芸大学	56.5	1.0	1.77	0.0	
3	公立大学法人 公立小松大学	88.0	2.0	2.27	0.0	
	合 計	288.0	6.5	2.26	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。